

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日のときは、
翌日の翌日)

目 次

◇ 告 示 新たに生じた土地の確認(五件) (地方課)
字の区域の変更(五件) (〃)

告 示

鳥取県告示第二百五十八号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九条の五第一項の規定に基づき、気高町長から同町の区域内に次のとおり新たに生じた土地を確認した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

昭和六十二年三月二十七日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 谷 口 恒 夫

新たに生じた土地の位置(昭和六十一年九月十日現在の地番による。)

新たに生じた土地の面積

気高町大字酒津字樽谷東平七一九の次一及び七一九の二から七一九の四までと一体をなす
国有地の地先

一五八五・九四平方メートル

鳥取県告示第二百五十九号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九条の五第一項の規定に基づき、気高町長から同町の区域内に次のとおり新たに生じた土地を確認した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

昭和六十二年三月二十七日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 谷 口 恒 夫

新たに生じた土地の位置(昭和六十一年九月十日現在の地番による。)

新たに生じた土地の面積

気高町大字酒津字村西ノ切七〇五の六三並びに字湊山八六四、八六五及びこれらと一体をなす国有地の地先

九六〇・〇四平方メートル

鳥取県告示第二百六十号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九条の五第一項の規定に

に基づき、気高町長から同町の区域内に次のとおり新たに生じた土地を確認した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

昭和六十二年三月二十七日

鳥取県知事職務代理人

鳥取県副知事 谷

口 恒 夫

新たに生じた土地の位置（昭和六十一年九月十日現在の地番による。）	新たに生じた土地の面積
気高町大字酒津字村西ノ切七〇五の三七、七〇五の三八、七〇五の四四、七〇五の四五、七〇五の六三、一〇五〇の一六、一〇五〇の一七、字樽谷東平七一九の次一及び七一九の二から七一九の四までと一体をなす国有地の地先	九五五・一〇平方メートル

鳥取県告示第二百六十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九条の五第一項の規定に基づき、気高町長から同町の区域内に次のとおり新たに生じた土地を確認した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

昭和六十二年三月二十七日

鳥取県知事職務代理人

鳥取県副知事 谷

口 恒 夫

新たに生じた土地の位置（昭和六十一年九月十日現在の地番による。）	新たに生じた土地の面積
気高町大字酒津字村東ノ切三七一の五五、三七一の五八の地先	二五八三・三三平方メートル

鳥取県告示第二百六十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九条の五第一項の規定に基づき、気高町長から同町の区域内に次のとおり新たに生じた土地を確認した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

昭和六十二年三月二十七日

鳥取県知事職務代理人

鳥取県副知事 谷

口 恒 夫

新たに生じた土地の位置（昭和六十一年九月十日現在の地番による。）	新たに生じた土地の面積
気高町大字酒津字村東ノ切三五九の一、三五九の一四、三五九の一七、三五九の二一から三五九の二六まで、三七一の一八の地先	一二三五・六一平方メートル

鳥取県告示第二百六十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、気高町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつた

ので、同条第二項の規定により告示する。

昭和六十二年三月二十七日

鳥取県知事職務代理人

鳥取県副知事 谷 口 恒 夫

区域を変更する 字の名称 大字酒津字樽谷 東平	同上の区域（昭和六十一年九月十日現在の地番による。） 大字酒津字樽谷東平の全域 大字酒津字樽谷東平七一九の次一及び七一九の二から七一九の四までと一体をなす国有地の地先の公有水面埋立地
----------------------------------	---

鳥取県告示第二百六十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、気高町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

昭和六十二年三月二十七日

鳥取県知事職務代理人

鳥取県副知事 谷 口 恒 夫

区域を変更する 字の名称 大字酒津字樽谷 東平	同上の区域（昭和六十一年九月十日現在の地番による。） 大字酒津字樽谷東平の全域 大字酒津字村西ノ切七〇五の六三の地先の土地 大字酒津字湊山八六四、八六五及びこれらと一体をなす国有地の地先の土地
----------------------------------	---

鳥取県告示第二百六十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、気高町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

昭和六十二年三月二十七日

鳥取県知事職務代理人

鳥取県副知事 谷 口 恒 夫

区域を変更する 字の名称 大字酒津字村西 ノ切	同上の区域（昭和六十一年九月十日現在の地番による。） 大字酒津字村西ノ切の全域 大字酒津字村西ノ切七〇五の三七、七〇五の三八、七〇五の四四、七〇五の四五、七〇五の六三、一〇五〇の一六、一〇五〇の一七の地先の土地
大字酒津字樽谷 東平	大字酒津字樽谷東平の全域 大字酒津字樽谷東平七一九の次一及び七一九の二から七一九の四までと一体をなす国有地の地先の土地

鳥取県告示第二百六十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、気高町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

昭和六十二年三月二十七日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 谷 口 恒 夫

区域を変更する 字の名称	同上の区域（昭和六十一年九月十日現在の地番による。）
大字酒津字村東 ノ切	大字酒津字村東ノ切の全域 大字酒津字村東ノ切三七一の五五、三七一の五八の地先の 公有水面埋立地

鳥取県告示第二百六十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、気高町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

昭和六十二年三月二十七日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 谷 口 恒 夫

区域を変更する 字の名称	同上の区域（昭和六十一年九月十日現在の地番による。）
大字酒津字村東 ノ切	大字酒津字村東ノ切の全域 大字酒津字村東ノ切三五九の一、三五九の一四、三五九の一七、三五九の二一から三五九の二六まで、三七一の一八の地先の土地

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月千七百円（送料を含む。）】